

令和元年塩尻市議会 9月定例会

福祉教育委員会会議録

○日 時 令和元年9月17日(火) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 3号 平成30年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 4号 平成30年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 5号 平成30年度塩尻市国民健康保険檜川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第16号 塩尻市立保育所に私的契約により入所する者の保育料徴収条例の一部を改正する条例

議案第17号 塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第18号 塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

議案第22号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第24号 塩尻トレーニングプラザの指定管理者の指定について

議案第25号 塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定について

議案第29号 令和元年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中 歳出3款民生費、4款衛生費、10款教育費

議案第31号 令和元年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

請願9月第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願

請願9月第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願

○出席委員

委員長	赤羽 誠治 君	副委員長	西條 富雄 君
委員	丸山 寿子 君	委員	柴田 博 君
委員	金子 勝寿 君	委員	青柳 充茂 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長 横山 文明 君 事務局次長 赤津 廣子 君
議事総務係長 小澤 真由美 君

午前9時57分 開会

○委員長 全員おそろいのようなので、ちょっと早いですけれど、始めさせていただきます。皆さん、おはようございます。それでは、13日に引き続きまして、9月定例会福祉教育委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。

議案第3号 平成30年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 それでは、議案第3号平成30年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○教育総務課長 それでは、議案第3号平成30年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。決算書は299ページから、また決算説明資料は135ページから137ページとなっております。

歳入決算額は2,397万7,717円、前年度比0.7%の減、歳出決算額は2,317万3,827円、前年度比1.7%の減で、歳入歳出差引額80万3,890円を令和元年度に繰り越しをしております。なお平成30年度の貸付状況でございますが、平成27年度以降の継続分を含め、大学生に25人、高校生に3人を該当者として貸し付けを行っております。

それでは、初めに歳入の概要からお願いいたします。決算書304、305ページをお願いいたします。1款財産収入、特別会計で運用している育英基金と大野田育英基金の利息分の収入でございます。

続いて3款繰入金1項基金繰入金1目基金繰入金、こちらは基金から貸付事業に繰り入れているもので、育英基金は高校生への貸し付けに、大野田育英基金は大学生への貸し付けに充当しております。

次に2項他会計繰入金1目一般会計繰入金につきましては、基金で運用してまいりました奨学資金について、大学生を対象とした大野田育英基金の財源が不足することに伴い、一般会計から繰り入れたものでございます。

続いて4款繰越金につきましては、平成29年度の出納整理期間中に収納のあった償還金でございます。

続いて5款諸収入1項貸付金収入1目貸付金収入につきましては、貸与期間が終了して返済された償還金であり、育英基金は高校生5人、大野田育英基金は大学生43人が該当しております。なお、滞納繰越分の償還につきましては、育英基金貸付金5万円は3人、それから大野田育英基金貸付金14万円、こちらも3人が該当しております。償還方法につきましては、平成30年度より口座振替を導入しておりまして、全50人の償還者中、19人が口座振替となっております。

決算書おめくりいただきまして、306、307ページをお願いします。3節木曾広域連合奨学資金につきましては、檜川村時代に木曾広域連合で貸与していた奨学生の返済に関するもので、2人が該当しております。

続きまして、歳出の概要について御説明申し上げます。決算書308、309ページをお願いします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、備考欄白丸、貸付事業管理費につきましては、選考委員報酬5人分のほか、

事務費相当分となっております。

次の白丸、基金積立金につきましては、返済された償還金及び利息と繰越金を基金に積み立てるものでございます。

次の白丸、一般会計繰出金につきましては、合併時に木曾広域連合分を統合する際、塩尻市の一般会計から繰り入れて一括償還をしているため、償還された分を一般会計に戻すものでございます。

続きまして、2款貸付金1項貸付金1目貸付金、白丸、奨学資金貸付事業につきましては、この事業の主たる経費で、奨学金の貸与申請があった者への貸付金でございます。貸付対象者につきましては、先ほど申し上げましたとおり、高校生が3人、昨年度は新規はゼロでございます。大学生が25人、このうち新規が6人となっております。私からの説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○柴田博委員 最後の説明のところですけども、高校生については新規ゼロということでしたが、これは申請者がいなかったのか、それとも申請したけども貸せなかったということなのか、それも含めて最近の状況等、教えてください。

○教育総務課長 まず昨年度の高校生新規ゼロにつきましては、申請がなかったということでございます。最近の状況につきましては、決算説明資料の136ページをごらんいただきたいですが、平成22年度から一番上の段が育英基金で高校生、2番が大野田育英基金で大学生ということで、それぞれ貸与者、金額を記載させてもらっております。高校生につきましては、おおむね継続、新規合わせて3人ぐらいずつの推移をしておりますし、大学生につきましては、おおむね20名を超える約30名近い貸し付けを行っております。大学生の新規につきましては、一応予算上10人分を見込んでおりますが、昨年度は6人だったという状況でございます。以上です。

○柴田博委員 もう一点、返済がなかなか困難になった場合などの、今の本市の制度について改めて説明をいただけますか。

○教育総務課長 決算書137ページ、滞納繰越金の状況というのを記載させてもらってございます。育英基金3人、大野田育英基金3人で合わせて268万円余ということになっておりますが、お勤めされても収入が少ないだったりですとか、市外から転居していてなかなか連絡がつかない方もいる中で、一応担当者のほうで折を見て、盆や正月のところで御両親や本人と接触あるいは電話で折衝する中で、少しずつでも返済していくという形で相談しているところです。口座振替も導入しましたので、そちらも紹介しながら手続を進めております。

○柴田博委員 個々に対応されているということで、特に市としての制度の中で、滞納が苦しい場合には返却の期間を延ばすとか、そういうようなことは、決まった制度はないということですか。

○教育総務課長 担当の係長から御説明申し上げます。

○教育企画係長 個々への対応をしておりますので、全てやはり事情がそれぞれ違うものですから、面談を何とかさせていただく中で、可能な返済額とかそういった設定を、返済計画を立て直すというようなことを対応しております。以上です。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○丸山寿子委員 今は高校生のほうのことだったんですけど、大学生については新規に申し込まれた方は何人いて、25人が受けられるようになったのかについて一点と。

それと審査の内容、以前聞いたのでは、応募するほうの方も作文というかレポート、そういったものを提出するというようなこともお聞きしたんですけど、今はどんなふうな内容なんでしょうか。

○**教育総務課長** まず審査につきましては、ベースとなるのが日本学生支援機構、国のやっている奨学金の制度を受け持っている機構ですけれども、その審査内容をまず流用しております。所得がまず一定の要件があるのと、それから高校生時代の成績、一定程度の成績を必要とすること、あと作文については教育長のほうで審査をして、最終的には選考委員のほうで決めている状況です。それともう一点、最初の質問が聞き取れなかったものですから、済みません。

○**丸山寿子委員** 大学生のほうは何人応募されたんでしょうか。

○**教育総務課長** 昨年度は、新規申請者が6人で全員該当という形でございます。以上です。

○**丸山寿子委員** 済みません、確認ですが、木曾広域の時代の貸し付けのほうは、これから先はどのような状況なのかお聞かせください。

○**教育総務課長** 木曾広域分につきましては、今年度が最終の1人分となっておりますが、これから期間が過ぎて、まだ未納となっている方もいらっしゃるものですから、これが滞納者として数字が出てくることになってくるかと思っております。以上です。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

それでは、質疑を終了します。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第3号平成30年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第3号につきましては、全員一致をもって認定すべきものと決しました。次に進みます。

議案第4号 平成30年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○**委員長** 続いて議案第4号平成30年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○**長寿課長** それでは、議案第4号平成30年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明します。まず決算書の311ページをお願いします。歳入合計53億6,714万3,763円、歳出合計52億7,807万7,310円、歳入歳出差引額8,906万6,453円となりました。

それでは、概要について資料で説明したいと思いますので、決算説明資料の138ページをお願いします。1つ目の白丸、65歳以上の第1号被保険者数は年度末で1万8,745人、前年対比0.7%の増、要支援・要介護認定者数は3,271人、前年対比、2.2%の増となりました。

それでは、139ページをお願いします。介護保険特別会計決算の状況になります。歳入の合計の欄ですけれ

ども、平成30年度歳入の一番下、歳入合計をごらんください。歳入決算額は53億6,714万3,763円であり、前年対比101.6%となりました。歳入の一番上の段、介護保険料ですが、65歳以上の方の保険料になります。前年度比で101.1%となり、11億6,894万円余になります。上から3つ目の国庫支出金、その下、支払基金交付金、支払基金は40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料からになります。その下の県支出金、その下の一般会計繰入金は法定割合に応じた負担金補助金等になります。その下の基金繰入金ですが、29年度は繰り入れはなかったのですが、30年度3,260万円繰り入れになっています。ここで前のページ、138ページの2つ目の白丸の下から2行目の終わりのほうになります。基金繰入金として3,260万円を繰り入れ、平成30年度末の基金保有額は4億4,957万5,182円となりました。

139ページにお戻りください。基金繰入金の2つ下、諸収入324万円余ですが、前年比259.2%となっています。これは交通事項等の第三者行為に係る納付金分が増になった影響です。

それではその下の歳出の欄をごらんください。歳出の平成30年度の合計欄、下から2段目になりますが、52億7,807万7,310円であり、前年度比101.5%となりました。歳出上から2つ目の保険給付費ですが、48億6,339万円余ですが、介護サービスの給付費になります。その下地域支援事業費ですが、2億6,625万円余となり、前年度比141.8%に伸びています。これは平成30年度に完全実施になった、介護予防日常生活支援総合事業分が増加になっています。平成29年度中をかけて移行してきたので、平成30年度が完全実施になっていますのでここでふえています。この総合事業って言っていますけれど、これは軽度の方、主に要支援の方ですが、通所介護、デイサービス、訪問介護、ヘルパーの派遣等が市の事業に移行したものです。その分保険給付費の中から介護予防サービス費が6,530万円ほど減になっていますが、施設サービス費や地域密着型サービス等の伸びにより、全体として保険給付費が伸びている状況になっています。決算説明資料の142ページに、細かいサービスの内訳があるので参考にごらんください。また後ほど説明いたします。

139ページですけれども、表の1番下、差引収支額ですが、8,906万6,453円となりました。この表の下に参考として書いてある表がありますけれども、第7期の介護保険事業計画中の負担割合を載せてあります。1号保険料、2号保険料、国県市の負担割合を載せてあります。1号保険料は先ほどお話したように65歳以上の方の保険料で、2号保険料が40歳から64歳で加入する医療保険料とかで負担するものです。支払基金交付金がここに当たります。補助金は当年途中に入り、実績が固まったところで、法定割合より多くなった金額を翌年度返還することになっています。概要については以上です。

それでは決算書のほうに移りたいと思います。歳出から御説明します。決算書の328、329ページをお願いします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、備考欄の1つ目の白丸、介護保険事務諸経費です。下から6つ目の黒ポツ、介護保険システム改修委託料327万円余については、制度改正等に係る改修になります。2つ下のパソコン等使用料1,043万円余ですが、認定調査の広域との連携システムや住民情報システム、リース料等さまざまなものが含まれています。では、2項介護認定審査会費ですが、介護認定に係る経費になります。1目認定調査費、備考欄1つ目の白丸、嘱託員報酬ですが、認定調査員8人分の報酬になります。

2つ目の白丸、認定調査費諸経費、下から4つ目の黒ポツ、文書作成手数料ですが、1,153万円余、介護認定に必要な主治医の意見書の作成料になります。2目認定審査会委託負担金ですが、1つ目の白丸、認定審査会委託負担金、1つ目の黒ポツ、松本広域連合負担金1,169万円余ですが、認定審査会を松本広域で行って

いますのでその負担金になります。

それでは、次の330ページから333ページまでですが、2款保険給付費になります。細かくなりますので、また決算説明資料のほうで説明したいと思います。決算説明資料の142ページをお願いします。4保険給付費の状況の表になります。大きく、居宅サービスと施設サービス、その他としてあります。居宅サービスの小計を見ますと、増減額で前年度より3,688万円余増額となっています。内訳を見ますと、一番上の居宅介護サービス比が7,460万円余増えています。居宅介護サービスには通所系のデイサービス、デイケア、訪問系の訪問介護、訪問看護、訪問リハビリ、ショートステイなどがあります。内容を見ますと通所介護のデイサービス等もふえています。昨年度有料老人ホームが特定施設入所者生活介護に変換されたところがあり、その分だけで5,980万円程増額になっています。また地域密着型特養が開設されて、その分の増額の影響も考えられます。特定施設入居者生活介護というのは、有料老人ホームは普通外部から介護サービスを入れるんですけども、ホームの中で介護サービスも入れてしまうということで、1日幾らという介護報酬をもらうというサービスになります。真ん中あたりにあります介護予防サービス費、一番下の介護予防サービス計画費ですが、先ほどお話したとおり総合事業へ完全移行した影響で減額となっています。その下の真ん中の、施設サービスにおきましては特別養護老人ホーム、老人保健施設ともふえています。昨年、先ほどもお話ししましたが、両小野診療所の横に小規模の特養と老健施設が併設されましたのでその影響も考えられますし、療養型が介護医療院に転換になっており、その影響で療養型が減になっています。介護医療院というのが去年からできたんですが、医学的な管理やみとりやターミナル等の医療機能と、そこにプラスして生活施設としての機能を備えた施設になります。この辺では上條記念病院が、昨年療養型から介護医療院に変換になっています。説明資料の140ページの下の方に、利用者の内訳、施設、施設種類ごとにまとめてありますので、参考にしてください。

それでは決算書のほうに戻ります。334ページ、335ページをお願いします。3款地域支援事業費ですが、決算説明資料だと144ページからになります。1項介護予防・日常生活支援総合事業費1目介護予防・日常生活支援サービス事業費です。介護予防・日常生活支援サービス事業は平成29年度からの新しい事業になり、先ほどからもお話してはいますが、主な内容は要支援の方の通所介護、デイサービス、訪問介護、ヘルパーのサービスが、介護保険の給付から市が行う事業に変わりました。認定を受けずに国が決めたチェックリストに該当した方も、サービスが受けられるようになっています。

1つ目の白丸、介護予防・日常生活支援サービス事業ですが、上から2つ目の黒ポツ、訪問型サービス事業負担金ですが、訪問介護、ヘルパーの訪問に当たるものです。4,327万円余になります。決算説明資料の144ページの上の表も一緒にしてください。去年と比べてありますけれども、平成30年度が平成29年度に比べて訪問型サービスが2,000万円ほど増になっています。その下の通所型サービス事業負担金も5,000万円ほどの増になっています。同じ理由によるものです。

決算書のほうに戻ります。あちこちって申し訳ないです。2目一般介護予防事業費です。一般の高齢者に対して行う介護予防事業になります。決算説明資料ですと145ページの上の表になります。1つ目の白丸、一般介護予防事業、下から4つ目の黒ポツ、いきいき貯筋クラブ事業委託料435万円余ですが、各地区において筋力低下を防ぐ教室を開催しています。その下の黒ポツ、元気づくり広場活動支援事業委託料481万円余は、各区等で行われているミニデイサービスとして行っている元気づくり広場の指導等を社会福祉協議会に委託してい

るものです。1番下の黒ボツ、運動器機能向上継続事業委託料ですが、総合事業のサービスCというのがあるんですけども、サービスCというのは6カ月短期集中型で卒業していってもらふ事業ですけども、それを終了した方々の継続要望が強く、開始した事業になります。平成29年度サービスCを使い、その後平成30年度この機能向上事業に移ってきていますので、平成29年度より298万円ほど増の625万8,000円余になります。平成30年度と今年度はサービスCの利用者が減っていますので、この事業の継続については検討が必要になっております。財源は一般会計の繰入金だけになっております。

2項になります。包括的支援事業及び任意事業費、包括的支援事業とは主に地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援など、包括的に行う事業のことで、任意事業とは地域の実情に応じた市町村独自の高齢者を支援するための事業になります。1目包括的支援事業費ですが、備考欄1つ目の白丸、嘱託員報酬と次のページ336、337ページの1つ目の白丸、職員給与費については中央地域包括支援センターの職員の人件費になります。

2つ目の白丸、包括的支援事業、下から3つ目の黒ボツ、北部地域包括センター運營業務委託料1,757万9,000円余ですが、社会福祉法人平和会に委託しています北部地域包括支援センターの委託料になります。

3つ目の白丸、生活支援コーディネーター職員給与費ですが、市全体の生活支援コーディネーターとして専門に配置し、地域ケア会議、今支え合い推進会議とも言っていますが、等の設置を通じて地域での支え合いの仕組みの構築に当たっている職員の給与になります。

4つ目の白丸、地域包括システム推進事業ですが、地域や関係機関で高齢者を支える仕組み、地域包括ケアシステム構築のための事業になります。医療介護の連携及び地域での課題について話し合う、地域ケア推進会議の推進が事業になります。1つ目の黒ボツ、医療介護連携協議会委員報酬ですが、平成30年度在宅医療介護連携推進協議会を市長委嘱により正式に設置しましたので、その委員報酬になります。一番下の黒ボツ、口腔ケア推進事業委託料195万5,000円ですが、平成30年度健康づくり課から移管になりました訪問歯科検診の歯科医師会への委託料になります。

2目任意事業費ですが、2つ目の白丸、介護相談員派遣事業95万2,000円余ですが、介護相談員7名が定期的に介護保険の事業所を訪問し、利用者のお話をお聞きし、サービスの向上につなげるという事業です。主に相談員の報酬になります。

338、339ページをお願いします。上から4つ目の白丸、認知症総合支援事業です。下から3つ目の黒ボツ、認知症対策推進事業委託料84万4,000円余ですが、社協に委託していますやすらぎ支援員、認知症サポーター養成講座等になります。その下の黒ボツ、パソコン等使用料5万8,000円余ですが、ホームページから認知症の簡易チェックができるもので、システムの使用料になります。年間3,580件、月平均298件の利用がありました。

4款諸支出金1項還付金及び償還金2目償還金になります。備考欄白丸、償還金につきましては、実績に伴い、前年度の補助金等を返還したものです。

次に、5款介護サービス事業費1項介護予防支援事業費1目介護予防支援事業費ですが、中央地域包括支援センターが行っている要支援の方に対するプラン作成等の支援事業になります。

340、341ページをお願いします。備考欄一番上の白丸、介護予防支援事業事務費、真ん中あたりの黒ボ

ツになります。介護予防ケアプラン作成委託料1, 200万円余ですが、要支援の方のプランの外部事業所への委託料になります。

6款基金積立金1項基金積立金1目介護保険支払準備基金積立金になります。備考欄白丸、介護保険支払準備基金利子積立金。基金の利子120万9,002円を基金に積み立てたものになります。

次に、歳入について御説明します。318、319ページをお願いします。1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料になります。収入済額が11億6,894万3,150円、不納欠損額が672万9,490円となっています。備考欄をごらんください。保険料の収納率ですが、全体で97.6%と昨年度より0.11%増となりました。その下の現年度分保険料は99.33%で、0.01%の増となっています。その下の滞納繰越分の収納率ですが8.99%と、前年度比で2.25%の減となりました。特に滞納繰越分の収納率が低い状態です。今年度10月より滞納整理業務を税務課に移管しますので、専門的に滞納処分等を行って、今年度は収納率が上昇すると考えております。

では、3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金になります。介護給付費の施設サービス費に15%、その他に20%の交付割合になります。

2目後期高齢者医療制度事業負担金400万円ですが、平成30年度から健康づくり課から移管された訪問歯科健診に対する負担金になります。

2項国庫補助金1目調整交付金ですが、市町村ごとに介護保険財政の調整を行うため、国が交付するものです。交付割合は4.8%となっております。

320、321ページをお願いします。2目地域支援総合事業交付金ですが、昨年度本格実施となった介護予防日常生活総合事業に充てられるものです。交付割合は25%です。

3目地域支援包括的支援事業及び任意事業交付金ですが、包括的支援事業と任意事業分で、交付割合は38.5%となっています。

5目保険者機能強化推進交付金ですが、これは平成30年度から始まったもので、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みの推進のため、保険者の機能を評価し、点数化し、それに応じて交付金が出るというものです。平成30年度は814万円交付されています。

4款支払基金交付金ですが、先ほどからも話していますが、40歳から64歳までの第2号被保険者が加入する医療保険の中で負担する介護保険料を財源とするもので、1項支払基金交付金1目介護給付費交付金は介護給付費に、2目地域支援総合事業交付金は総合事業と一般介護予防事業等に充てられます。交付割合は27%となっています。

5款県支出金につきましては、国庫支出金と同様で法定割合での交付になります。1項県負担金1目介護給付費負担金ですが、交付割合は施設17.5%、その他12.5%です。

2項県補助金1目地域支援総合事業交付金ですが、322、323ページをお願いします。交付割合は12.5%となっています。

2目地域支援包括的支援事業及び任意事業交付金は19.25%の割合になっています。

6款繰入金ですが、一般会計からの繰入金になります。1項一般会計繰入金の1目から3目までは県とほぼ同じ法定割合となっております。

4目介護保険料軽減繰入金ですが、低所得者への保険料軽減について繰り入れたもので、これは国2分の1、県4分の1の負担金が一般会計に交付され、市の負担分も合わせ、繰り入れるものになります。

5目その他一般会計繰入金ですが、説明欄、見ていただいて、職員給与等繰入金と事務費の繰入金になります。

2項基金繰入金1目基金繰入金ですが、備考欄1つ目の黒ポツ、介護保険支払準備基金繰入金3,260万円を繰り入れています。

324、325ページをお願いします。8款諸収入2項総合事業費収入1目総合事業負担金ですが、説明欄の黒ポツ、住所地特例対象者ケアマネジメント負担金52万8,000円余ですが、市外に住所のある方が塩尻市内の住所地特例の施設、主にケアハウス等ですけれども、そこで総合事業のサービスを受けるときに、市の包括支援センターでケアプランを立てることになっており、住所地の自治体からの報酬になります。

9款サービス収入1項介護予防給付費収入1目介護予防居宅サービス収入ですが、備考欄の黒ポツ、介護予防サービス計画費収入1,893万円余ですが、中央地域包括支援センターで行っている要支援の方のプラン作成に対する報酬になります。私からは以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○副委員長 聞き逃しまして、説明資料の139ページの諸収入のところ、交通事故等々、長い名目、それをもう1回教えてください。

○長寿課長 交通事故等による第三者行為に係る納付金ということで、交通事故に遭って介護が必要になった方が、介護のほうの負担分を保険のほうから出していただくというような形で、事故があればふえますし、事故がないとないという感じになります。

○副委員長 理解しました。いいです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○丸山寿子委員 資料の142ページですが、施設サービスのところの説明で、介護療養型医療施設関係が減の中で、介護医療院が増ということで、上條記念病院を例にされていましたけれども、傾向として、病院関係の傾向というのはどんなふうになってくるのか聞かせてください。

○長寿課長 まだ内々の相談なのですけれども、やっぱり療養型のところはいずれはなくなるので、介護医療院へ変えていくことを考えているところもありますし、ほかのところでも、医療院というものに注目しているところもあるようです。

○丸山寿子委員 現実問題とすれば、結構困っているというか、そういう移行で不安に思っている人も多いわけですが、今のところは、ほかには、こういう介護医療院がふえるような話っているのは聞いているのかどうかをお願いします。

○長寿課長 具体的にいつという話は今のところないです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○柴田博委員 説明資料の139ページの決算の状況の表の中で、基金繰入金が3,260万円で、歳入歳出の差額、差引収支額が8,900万円くらいあるわけですが、こういう場合は、基金にそのまま戻したりはしないでしょうか。差引額を減らして、基金にそのまま戻したりすることは介護保険の場合にはしないですか。

○長寿課長 そういう方法も考えたのですが、かなり返還金が何千万円で返す必要があるものですから、

平成30年度はこのままにして、繰越金を残す感じにしました。

○柴田博委員 それはわかりました。あと、総合事業の関係ですけれども、始まったときにサービスBとかは、介護する人の資格がなくてもいいような場合や、それから1日当たり介護する時間というのですか、例えばデイサービスであればデイサービスに行っている時間を短くしたり、入浴をなくしたり、昼食がなかったりと、そういうような話だと思うのですけれども、その辺の状況っていうのは現在どうでしょう。何か、不平が出ているとか、こうしてほしいと要望が出ているとか、そんなようなことはないでしょうか。

○委員長 答弁求めます。

○長寿課長 担当の係長から答えます。

○介護予防係長 現在、そういう緩和した内容のお風呂がないですとか、食事をつけないということでやっている短時間のものが、通所型サービスAというものになりますが、そちらに関してはケアマネジャーのほうで、そういう意向のある方を全部移動していますので、特にそこで問題は、現在生じておりません。ただ、お風呂の必要な、今まで現行相当の通所型サービスにつきましては、今現在、不足気味というところで、なかなか御案内できるところが限られているということで、私たちも課題に思っておるところでございます。一応、今はそんな状況になっております。

○柴田博委員 最後のお風呂が必要だけ入れないというような状況がある場合には、相談し直して、サービスの提供方法を変えて、お風呂も入れるようなそういう方向にしているわけですか。

○介護予防係長 今のところ、何とか場所を少し遠目でもお願いをしたりということで、事業所さんにも御相談をしながら受け入れをさせていただいているところでございます。ただ、この先、どんどんこういった方がふえてまいりますと、対応に苦慮するということは正直出てまいる恐れがございます。以上です。

○柴田博委員 もう一点、お願いします。先ほど説明の中で、チェックリストによるというのがあったんですけど、これが始まるときに、介護サービスを利用するのか、チェックリストだけで介護サービスを利用しない方法でやられるのかっていうのが問題になったと思うのですけれども、その辺で、今、申請はあったけれど介護サービスは適用しないで、チェックリストによって、介護サービスを提供しているというような場合は、どのぐらいの割合であるのでしょうか。

○介護予防係長 チェックリストをお使いに、サービス自体は利用は支援の方でも総合事業のチェックリストだけの対象者の方でも、総合事業のサービス、使うものは一緒になっております。ただ、現在、総合事業の事業対象者ということで100名ちょっとぐらいの状況ではございまして、利用をさせていただいているような状況なので、総合事業のヘルパーさんですとか、デイですとか、そういったものを使っているだけではなく、ほかの予防の、例えば福祉用具を使ってしまうと結局予防給付のほうになってまいりますので、そういった方も割といらっしゃるものですから、なかなか、そんなに今までよりどんどんふえているという状況は正直なくて、ただ、チェックリストだけでやってらっしゃるっていう方は、そんなに多いというわけではなくて、やっぱり100人ぐらいの人数です。済みません、具体的に今、数を持っていませんが、そんな様子です。

○柴田博委員 もう一点お願いします。337ページの真ん中よりちょっと上のところに、在宅介護支援センター運營業務委託料というのがあるのですけれども、ここでやっている仕事っていうのは、包括支援センターでやる仕事と比べて、どんなふうに違うのかよくわからないのだけれど、実際に今の状況等わかれば教えてください。

○長寿課長 ブランチと私たち呼んでいるんですけども、市内7カ所の在宅介護支援センターに業務を委託しているもので、まず基本が窓口を開いていただくという、いつでも相談できる窓口と、あとは一人暮らしの方の実態把握というか、民生委員さんと一緒に高齢者の方のところを一緒に訪問していただいたりというお仕事を委託しています。ただ、来年西部包括ができるものですから、そこでこの在宅支援センターは平成30年度末で終了して、3つの地域包括センターでそれを把握していこうというふうに事業は引き継いでいこうと思っています。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○青柳充茂委員 前から、しつこくで申しわけないのだけれど、国保もそうなのだけれど、この介護も、不正請求みたいな、やってもないサービスをやったことにして、請求されているようなことが本当にあった場合に、それに気がつく方法っていうのは、皆さんはちゃんと持っているというふうに、確信を持ってらっしゃるかどうかということなのですが。そういうふうにやられたらわからない、そこまでは見きれないもの、見てないものという、細かなことがいっぱいあると思うので、それがいつも気になっているのです。本当に大変なお仕事というか、頭が下がることばかりなのだけれど、その中に悪いやつがいて、悪意でそういう悪さをさせないような仕組みになっているかどうかという。それは現場感覚でしかわからないのじゃないかなという気がして、その辺どうですか。

○長寿課長 たしかに委員がおっしゃるとおり、わからない部分がもしかしたらあるかもしれないですけども、地域密着型のサービスについては市が直接監査することになっていますので、去年あたりから、実際、現場に行って実地指導等を、そんなにたくさんできないのだけれども、なるべくやるように心がけているのと、あと、御家族様にも確認していただくことで、介護給付費通知っていうのを年4回出して、御家族、本人が見て、自分が使っているサービス、これだけ払われているってことを見ていただいて、そこでもチェックは、しっかり見ていただければチェックができるはずだと思います。あと、ケアプランの点検というのもやっています、全部じゃないですけども、選んだケアマネジャーの事業所さんのプランを出していただいて、それを職員がチェックして、また指導することも、毎年やっています。以上です。

○青柳充茂委員 今年4回の家族の人たちにもチェックをしていただくということですけど、年4回というのは、ちょっと少なく、もうちょっと多くしてもいいのじゃないかなという気はしますけれど、大丈夫ですか、年4回。国保はどうですか。突然にそんなことを言ってもわからないよね、今すぐには。いずれにしても、悪いことをする人って気がつかないからやる、やり続けますよね。だから、絶対、それを早い時点で気がついてあげて、だめでしょ、これはそういう仕組みづくりを常にしていってほしいと思っているので、そういうやってもないような不正な請求というのか、保険給付費の請求みたいなものは絶対見つけてやるぞという感覚をいつも持って、今のこの仕組みで不十分なところがあれば、もっとこうしたほうがいいのじゃないかという目を忘れずに持って、やっていっていただければなと思っていますので、要望ですが、よろしくをお願いします。

○委員長 ほかにありますか。

○柴田博委員 321ページの真ん中あたりの保険者機能強化推進交付金ですけども、市の取り組みによって交付されるものだっていうことですけど、具体的に塩尻市の場合にはどんな取り組みに対して814万円交付されているのか、その辺がわかったら教えてください。

○長寿課長 項目がとても多いものですからあれですけど、塩尻市の場合は在宅医療、介護連携についてはしっ

かりやっているものですから、その辺の点数はしっかりいただいているのですけれども、ほかの市がもらっていて、うちがもらっていないっていうのも結構ありますので、総合事業の関係とか、適正化の関係とか、生活支援体制の整備とか等です。その辺の細かい項目の中で、ほかの市がもらっていて、うちがもらえていないものもあるので、今、例えばケアマネジャーさんへのこういう決まりを示せば、それだけで点数がもらえるというのもあつたりするので、それもついたり、できることは、今、やっているところです。

○柴田博委員 もう一点お願いします。339ページの真ん中あたりにはパソコン等使用料のところの説明で、3,580件、パソコンで簡易的な診断って言うのですか、そのあれができるっていう話だったのですけれど、これは、利用される方が自分のパソコンでやるということなのか、それとも、相談に行って、その場でパソコンで診断をするということなのか、その辺はどうなのですか。

○長寿課長 ホームページから入れるシステムになっていまして、御自分のパソコンなり、スマホなりで入れて、簡単に、家族と、本人と両方あって、チェックできるようになっている。ただ、それで病気とかじゃなくて、ちょっと気をつけてくださいとか注意を喚起する程度のものですけれども。

○柴田博委員 それで、その3,580回、そういう相談をやられた方がいて、それに対するパソコンの使用料は市のほうで払っているということですか。ソフトの使用料ってということですか。

○長寿課長 そういうことです。

○委員長 ほかにありますか。

○丸山寿子委員 資料の145ページですが、(2)のアですが、包括的支援事業で、相談の内容が権利擁護、虐待防止、認知症とありますが、数もなのですけど、内容も含めて最近の動向をお聞かせいただければと思うのと、それから、それに当たって、研修等、どんなふうにされているのかについてお聞きをしたい。

○長寿課長 係長からお答えします。

○介護予防係長 現在、そちらに書いてございます権利擁護ですとか、虐待ですとか、認知症について、全て内容的には相談が上がってきている状況ということがございまして、認知症につきましては、現在市内に認知症地域支援推進員というものを配置をいたしまして、中央包括に3名、北部包括に1名、それから、ふれあいセンター広丘に1名ということで配置をしております、その方たちが定期的に会議を行う中で、認知症の施策ですとか、認知症カフェをもう少しふやそうってことですとか、いろんな取り組みについて今、検討しながら進めております。相談にも乗っているところでございます。また、11月にも、10月にも認知症の講演会等で皆さんに普及啓発をしてまいる予定で進んでおります。虐待につきましては、現在社会福祉士をメインに虐待のことについても進めておりまして、年10回のケアマネ勉強会というものがあるのですけれども、そちらでケアマネさん対象に事例検討の中で、虐待の事例を用いまして、いろんな対応についてみんなで勉強をしたりですとか、虐待に絡む講師をお呼びして、ケアマネ勉強会でも勉強したりということで行っておるところです。権利擁護につきましては、今、成年後見がとてもふえているという状況も実はございまして、今年度も、今までは年に数件しかなかったような成年後見の市長申し立ても、既に上半期で5件ぐらいもう申し立てをしているような状況で、かなり成年後見は浸透してきているところかなと思っておりますが、こちらに関しましても、ケアマネさん等をケアマネ勉強会の中で、権利擁護についての勉強も、社会福祉士さんの方をお呼びして実施をしているというようなことでやっております。ざっくりで申しわけないです。

○丸山寿子委員 今、認知症カフェがふえたほうかというお話で、私もそう思うのですけれども、今、わかっているのは、広丘で社協でやっているのと、ふれあいセンター洗馬で一般の方が一番継続的にやっているのかと思うのですけれども、どのぐらいふえるのが目標なのか。それと、もう一点は、設置するときは、補助が出て、設置しやすいようにとかなんですけれども、その後は、やっぱりお任せではあるのですが、やはり、過去に専門家だった人がいるようなところは、やはり続いていくかと思うのですけれども、そうでないと、なかなかほかでもやっているところはあると思うのですけれども、続かないというような現状もあるかと思うのですけれども、その辺についてはどんなふうにお考えでしょうか。

○介護予防係長 ありがとうございます。現在、私たち、一番は、今、市内に3圏域ございますので、圏域に必ず1つはあるといいなというところを目指しております。なので、今、東部圏域にないものですから、もう1つはぜひつくってこうということは、当面の目標にはしております。ただ、認知症カフェにつきましては、1カ所で集中的にというよりは、本当は幾つか行きやすい場所に幾つも点々と、いろんな方がやってくださるところがあるといいと思うのです。専門家だけがやるってことでもなく、地域の見慣れた方が、例えばお茶飲み場としてやっていただくってことでもいいですし、カフェをやってらっしゃる方が喫茶店の一部のところを開放して実施をしてくださる、そういうことでも構わないと思うものですから、いろんなやり方で認知症カフェ、進んでいけばよいかと私も思っております。あと、私たちもいろんな人の掘り起こしもあるのですが、委員がおっしゃったお金の面も必要かなというところは考えておまして、現在、立ち上げの年は5万円、その後、2年間2万円を要領で決めて、今、御支払いをしているところなのですけれども、こちらにつきましても、今後、状況を勘案する中で、見直しを図っていきたいとは思っております。

○丸山寿子委員 地域の行きやすいところで、もっと言えば、本当に区ごとではないにしても、地区ごとにあつて、お誘いして車に乗せてあげると近ければ楽でしょうし、顔の知っている範囲で、そうやって話ができたらいろんな場面で、災害でも何でも助かるかと思しますので、認知症カフェの存在を、またPRするようなことも市民の皆さんにぜひしていただきたいと思っておりますので、それは要望します。

あと一点お願いします。337ページの上から4つ目の白丸の一番下ですが、口腔ケア推進事業委託料ということで、この内容、もう少し教えていただきたいのですけれども、移行してきたってことですね。説明の中で少しあったのですが、実際には平成30年度どうだったのか、どんなふうにしてきたのか。たしか、高齢者の健康だと認知症予防のためにも口腔のほうに力を入れていくというようなお話を聞いているのですが、その辺について、もう少し説明をお願いします。

○長寿課長 事業的には、ほとんど健康づくり課でやっていたものを、そのまま歯科衛生士さんとともに長寿課に移した感じで、やっている内容が高齢者の方の在宅で医療機関へ行かれない人、要介護認定を受けていてというような方たちが対象なものですから、長寿課でやるようになりました。後期高齢のほうからも、お金をいただけるということで、先ほどお話しした100万円をいただいておりますので、介護予防という意味で、後期のほうは介護予防に関する補助金ということでいただいているもので、口腔ケアに国も力を入れていきますし、うちのほうも介護と医療の連携のほうでも、口腔関係委員会というところで、今、うちの歯科衛生士が随分訪問をしているのですけれども、本当はそれは介護保険のほうでも報酬の取れる部分でもあるので、歯科医院のほうで歯科衛生士さんを派遣していただけるような方向に変えていくように、今、流れをつくっていきたいと考えていますし、

一般介護予防ということで、口腔ケアの講座を出前講座を1年に何十件っていう感じで、歯科衛生士、出ていき話をしていますし、介護保険の事業者さんの職員に対しても口腔ケアの指導も時々しているような状況です。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。それでは、質疑を終了します。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第4号平成30年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第4号につきましては、原案のとおり全員一致をもって認定すべきものと決しました。

ここで、10分間、休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時08分 再開

○委員長 時間より早いですが、休憩を解いて再開をします。次に進みます。

議案第5号 平成30年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 議案第5号平成30年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について議題といたします。説明を求めます。

○健康づくり課長 それでは、議案第5号平成30年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、御説明を申し上げます。決算書は343ページ、決算説明資料につきましては147ページをごらんをいただきたいと思います。この榑川診療所につきましては、平成3年4月から診療を始めておりました、平成26年度からは医療法人社団敬仁会を指定管理者として7年間の指定管理期間のうち、5年を経過したところでございます。決算説明資料の147ページにございまして、平成30年度の年間の診療日数は192日でございました。また、年間の患者数は、延べ9,149人でございまして、前年と比べまして100.4%、39人の増となっております。歳入歳出の決算額は、ともに1,477万4,907円となっております。前年度比120.9%、255万円余の増となっております。

決算の状況につきましては、決算書の344、345ページと、決算説明資料の148ページをごらんをいただきたいと思います。歳入のうち、1款使用料及び手数料48万5,860円は、前年度比68.6%、22万1,980円の減。

2款繰入金1,428万9,047円は、前年度比124.1%、277万5,075円の増となっております。

決算書、次のページ、346、347ページをごらんをいただきたいと思います。歳出のうち、1款総務費5

51万9,609円につきましては、前年度比138.3%、152万8,370円の増。

2款医業費224万5,270円は、前年度比146.5%、71万2,224円の増。

3款公債費701万28円につきましては、前年度比104.7%、31万2,501円の増となっております。

詳細につきましては、歳出から御説明を申し上げますので、350、351ページをごらんいただきたいと思っております。1款総務費1項施設管理費1目一般管理費、備考欄白丸の一般管理事務費551万円余につきましては、診療所施設の管理運営に係る経費になります。最初の黒ポツ、営繕修繕料91万円余につきましては、多目的トイレの便座の交換、女子トイレを洋式化への改修をしたものなどでございまして、前年度と比べまして69万円余の増額となっております。その2つ下の黒ポツ、指定管理料300万円につきましては、医療法人社団敬仁会への指定管理料でございまして、指定管理期間は平成26年度から令和2年度までの7年間となっております、その5年が経過したところでございます。一番下の黒ポツ、工事請負費90万円余につきましては、診療所の事務室に新たにエアコンを設置したものでございます。

次に、2款医業費1項医業事業費1目医業事業費になります。備考欄白丸、医業事業事務費224万円余につきましては、診療を行う上での経費でございまして、2つ目の黒ポツ、医療機器使用料127万円余につきましては、心電計、超音波診断装置などのリース料になります。平成30年度から超音波診断装置を新たにリースしたことなどから、45万円余の増額となっております。

次に、3款公債費1項公債費1目元金及び2目利子につきましては、これまでに借入れをしました診療所関係の起債の元金及び利子の償還金になります。主なものにつきましては、平成2年に借入れました診療所建設に係る病院事業債の借換債のほか、内視鏡、レントゲンデジタルシステム、CT装置等の改修や購入に係る過疎対策事業債となっております。なお、平成30年度末の起債残高につきましては、2,016万円余となっております。

それでは、ページ戻っていただきまして、348、349ページをお願いいたします。1款使用料及び手数料1項手数料1目手数料。備考欄の黒ポツ、診断書作成料48万円余につきましては、診断書や介護保険主治医意見書等の作成手数料となっております。この作成料につきましては、指定管理者の収入となりますので、決算書351ページにあります医業事業事務費の黒ポツ、収納事務委託料で同額を支出しているものでございます。

次に、2款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1,428万円余につきましては、一般会計からの繰入金になりまして、前年度と比べまして、277万円余の増額となっております。増額の主な要因といたしましては、多目的トイレ及び女子トイレの改修工事、事務室のエアコン設置工事、医療用AEDの購入などによるものでございます。説明は以上です。

○**委員長** 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**金子勝寿委員** 診療日は週何日になるのかと、指定管理料300万円でやっていただいておりますけれども、次回以降、見直しはまだ2年先ですけれども、もうちょっと上げてあげてもいいのかなあというのは、個人的には、コスト計算はしていないですけれども、その辺、含めてどうでしょう。

○**健康づくり課長** 診療日につきましては、現在、週4日の診療となっております、木曜日と土日については休診というような形になっております。それと、現在、指定管理料につきましては、300万円ということでお

願いをしているわけでありませけれども、現在、敬仁会等とも今後の方向性について検討をしているところがございますので、今後、どんなような方向になるか、敬仁会とともに検討をしてみたいというふうに考えております。

○委員長 よろしいですか。

○金子勝寿委員 へき地医療なので、当然このぐらいの金額で何とか維持できればいいのかなあと思います。ちなみに、お医者さんはローテーションして、敬仁会のほうから、ほとんど同じ方、それとも別々、月曜日、火曜日、水曜日と変わってくるのか。

○健康づくり課長 ドクターにつきましては、もともと檜川診療所におりました河原ドクターが週4日、全て診療しているというような状況でございます。

○金子勝寿委員 ちなみに、河原さん、年齢はお幾つで。

○健康づくり課長 正確ではないのですが、今、76歳くらいになっております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○柴田博委員 349ページの歳入のところ、診断書作成料ですけれど、これはなぜこういうふうに歳入のところに入れないといけないでしょう。普通の医療費と同じように、患者さんとか医療を受けられた方が払うお金と同じように、そのまんま病院のほうに収入にすることはできないのですか。

○健康づくり課長 基本的には設置者が塩尻市長になっておりますので、その関係で診断書の作成等についての請求自体が塩尻市長が請求をするような形になっておりますので、その関係で一旦、市のほうで歳入として受けて、それを敬仁会のほうに支出をするというような仕組みで行っております。

○柴田博委員 それと、市のほうの特別会計の決算、こういう状況なのですが、敬仁会のほうの決算状況等わかれば、どんな感じになっているのか教えていただけますか。

○健康づくり課長 毎年、敬仁会のほうから、決算状況、またモニタリングの評価の報告書について報告をいただいているところであります。ただ、これは敬仁会の自主事業等も入ったの決算になっておりますので、純粋にこの診療所だけの決算状況になっておりませけれども、いずれにしても、赤字である状況ではございます。ただ、平成30年度につきましては、後期高齢者医療の診療報酬がふえたということもございまして、赤字の額については縮減をされているというような状況になっております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○副委員長 一つ確認です。その診療所、耐震化はできていますか。

○健康づくり課長 平成2年に建設をしていますので、新基準での建物であるというふうに認識をしております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。それでは、質疑を終了します。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第5号平成30年度塩尻市国民健康保険檜川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第5号につきましては、全員一致をもって認定すべきものと決しました。次に進みます。

議案第16号 塩尻市立保育所に私的契約により入所する者の保育料徴収条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第16号塩尻市立保育所に私的契約により入所する者の保育料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○こども課長 それでは、議案の説明に入ります前に補足資料を配付させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長 これを許可します。

○こども課長 それでは、補足説明資料のほうをごらんいただきたいと思います。こちら広報しおじりの9月1日号の1ページになっております。10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まりますということで、周知のため特集記事を編成したところでございます。上から保育園、認定こども園、それから地域型保育施設におきましては、3歳から5歳児のお子さん、それから、住民税非課税世帯でゼロ歳から2歳児のおさんがいる御家庭に対して、無償化の対象になるということでございます。なお認定こども園の幼稚園部分につきましては、満3歳のお子さんもお対象になるという状況でございます。

右側の副食費でございますけれども、3歳から5歳児の場合にはこれまでも御負担いただいておりますけれども、保育料の中に含まれていました副食費について、今回、無償化の対象とならなかったために新たに負担をいただくという形になります。ただし、こちらも年収360万円未満の低所得者世帯、また本市独自のにぎやか家庭応援事業等によりまして、第2子以降は減免となっております。なお、ゼロ歳から2歳児の副食費についてはこれまでどおりの徴収という形になります。手続に関しましては、無償化に伴う手続はないという状況でございます。

次に中ほど幼稚園でございますが、市内にあります3幼稚園はいずれも子ども・子育て支援新制度に未移行でございまして、旧制度の幼稚園というふうに言っておりますけれども、なりまして、満3歳から5歳児の保育料が月額上限つきで2万5,700円まで無償になるという形になります。また預かり保育でございまして、幼稚園で預かり保育を行う場合も、一定額まで無償となっております。ただし、満3歳児は非課税世帯に限るというような状況でございます。また副食費でございますけれども、副食費は先ほどもございましたとおり、無償化の対象外となっておりますので、これまでどおり、実費徴収という形になります。ただ年収360万円未満相当の世帯、または市独自の制度、にぎやか家庭等によりまして、第2子以降が減免になる施策を講じております。手続に関しましては、無償化のための申請の手続が必要になってございまして、これは園を通じて御案内をし、回収をしているところでございます。

一番最後の認可外の保育施設、またデイ保育、病児・病後児保育、ファミリーサポート事業の活用につきましては、3歳から5歳児の保育料が月額3万7,000円まで無償、非課税世帯のゼロから2歳児の保育料が月額上限4万2,000円まで無償、また、幼稚園と併用できる場合がございますということです。幼稚園や認定こども園の幼稚園部分に通っているお子さんの場合、併用が可能になる場合があると、手続に関しましては申請書

の提出が必要で、施設を通じて出してくださいという御案内をしております。

Q&Aでございますが、最初のQ&A、市外の幼稚園に通っている場合も対象となりますか。対象となります。

それから、2つ目のQ&A、副食費をなぜ負担しなければいけないのか。これは、制度上、国の制度設計でこのような形になったということでございます。

以降、省略をさせていただきます。以上のような制度概要となっております。

それでは、議案の説明のほうに移らせていただきたいと思いますので、54ページをごらんいただきたいと思います。なお、今回の無償化に関しましては、本会議で柴田委員の再質問でもお答えをさせていただきましたけれども、制度の実施に伴う例規の改正については、規則や要綱の一部改正や制定によって対応しておりますので、全ての制度改正が本委員会の付託案件となっていない点をお含みおきくださいますようお願いいたします。

それでは、塩尻市立保育園に私的契約により入所する者の保育料徴収条例の一部を改正する条例でございます。まず、1の提案理由でございますが、10月から始まる幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が公布されまして、子ども・子育て支援法施行令が施行されることから、必要な改正を行うものでございます。

2の概要でございますが、本市の条例で引用しておりました政令の規定が削除されるために、別表として条例に定めるものでございます。3の条例の新旧対照表につきましては、55ページをごらんいただきたいと思います。まず、条例の名称でございます私的契約につきましては、保育園に入園できる条件を満たさない児童、つまり保育に欠けていない児童を定員に余裕があり、引き受けることができる場合に限り、私的な契約によって保育園に入園できるようにする契約行為を指しております。対照表の右側、現行の欄にありますように、この私的契約で保育を受けた場合の保育料の金額につきましては、子ども・子育て支援法施行令の条文に掲げる額とされておりましたが、対照表の左側の改正欄の案にありますように、別表に定める額とさせていただきます。なお、この別表の内容につきましては、条件、金額とも現行の内容と変更がありませんので、改正による影響はございません。

54ページにお戻りいただきまして4の条例の施行等でございますが、幼児教育・保育無償化が施行されます令和元年10月1日からとするものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○柴田博委員 現状で塩尻市の場合には私的契約で入所されているお子さんはいらっしゃるのでしょうか。

○こども課長 昨年度の実績はゼロでございましたが、今年度につきましては、3名いらっしゃいました。

○柴田博委員 ちなみにどこの保育園か、よろしければ教えていただけますか。

○こども課長 檜川保育園、それから片丘保育園、それから広丘野村保育園でございます。

○柴田博委員 いずれも私的じゃないほう、普通の入所されている方の数と定員の数で余裕があったということですね。

○こども課長 そのとおりでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○金子勝寿委員 今の対象の方がそういう選択をした理由は、お話しいただける範囲で。

○**こども課長** 例えば上のお子さんが在園児でございまして、2歳児クラスあるいは3歳児クラスに在園をしていたというような途中で今度は下のお子さんを妊娠されて、出産をされるというような場合でございまして、下のお子さんの養育のために入所要件が生じまして、上のお子さんはずっとその保育園で預かることができるという状況になるんですが、年度の最後に年度末になって、上のお子さんの入所要件が切れてしまう場合があるんです。そうした場合、下のお子さんが今度は2歳児クラスとか、未満児クラスに入ってくるまでの間、実は保育の要件を欠くことになってしまうものですから、そのような場合に私的契約でつなぐということがごくまれにございます。

ちょっとわかりにくいですが、資料を御用意しておりますので、追加で配付させていただいてもよろしいでしょうか。申しわけございません。

○**委員長** これを認めます。

○**こども課長** ただいまお配りした資料が、今、簡単に口頭で申し上げた資料を図示したものになります。上のお子さんが最初、就労要件で保育園に入園をいたします。下のお子さんの妊娠に伴いまして、今度は就労要件から、妊娠出産要件で上のお子さんの在籍資格が生まれるという状況になります。この妊娠出産要件では、産前3カ月、産後6カ月の産休とこれが終わってしまうと、今度、塩尻市独自の制度で年度内のみは入所を認めるという要件になっております。ですので、仮にこれ、一番下の目盛りを平成30年の4月からスタートするものとすれば、途中の4月が平成31年、次の4月が令和2年の4月ということになりますけれども、令和2年の4月で入所要件が切れてしまって、上のお子さんが継続在籍できなくなると、ところが、せっかくなじんだ保育園だから、もう少し上のお子さんに保育園に預けたいという、そういう要望が出てくるのが親心としては当然だと思うんですけども、そういったニーズを救い上げるために私的契約という制度がございまして、これをつなぐという御家庭が今年度に限っては3件いらっしゃったということでございます。

○**金子勝寿委員** ちなみに私的契約を結ばずに、保育に欠ける状況でお子さんを見たケースみたいなどころまで、もし把握している数とかあれば。

○**こども課長** 料金が低いものから、私的契約になりますと、例えば医療の診察行為であれば自由診療みたいな形で、支給が全くない状況で全額自己負担という格好になってしまいますので、比較的財政が豊かな御家庭の場合は私的契約を選択される方がいらっしゃいますが、なかなか厳しいということで、やはりうちで下の子をどうせ世話しなければいけないので、うちで養育しますというふうに変更された方もいますし、中には幼稚園に預けますという御家庭もございまして。ちなみに幼稚園のほうが月額が安い場合もございまして。以上です。

○**委員長** いいですか。ほかにありますか。

○**柴田博委員** 今の関係ですけれど、資料の吹き出しのところに5歳児の場合は育休中の継続利用要件で入所可能とあるんですけど、これ、5歳児だけでしたか。

○**こども課長** 5歳児だけ認められているという状況でございます。

○**柴田博委員** 下のお子さんを出産して、下の子は育休中で仕事に出るまで自分で見ていて、上のお子さんがいる場合は上のお子さんは入園できるようになったのではなかったでしたか。

○**こども課長** 全てがということではないということでありまして、ここの括弧書きのような場合のみという形で定められております。

○柴田博委員 もう1回聞きますけれど、5歳児だけということですか。

○こども課長 はい、そうです。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

ないので、それではこれより自由討議に入ります。ありませんか。

○金子勝寿委員 いいですか。せっかく私的契約の話が出たので、議会の発案で、いわゆる上のお子さんがいて、下のお子さんの育休とか産休に入った場合は保育に欠けた状態でも残れるように条例改正を働きかけて実現できたわけですが、ここにごらんとおり、5歳と6歳まで入っているのか、4歳まで今後議会側で広げることが可能かどうか、ほかの委員、もしよかったら意見を聞かせてもらえればと思いますが、どうですか。

○委員長 これについてほかに何かありますか。

○丸山寿子委員 自由なので質問をさせてもらいたいんですけど、今これ、例が産休が2歳までということでは表がつくられていますけれど、頭がうまく整理できなくて、これがもし1歳だった場合は生まれる月数によって職場復帰の間に上の子に影響してしまうということはあるのでしょうか。

○こども課長 1歳のケースですと、もっと早くこの下のお子さんの斜線のバーが早く切れてしまうという状況になるものですから、もっと早くから私的契約しなければいけないような状況になってしまうということになります。

訂正をさせていただきます。就労要件ということであれば、その就労要件で入所は可能になります。失礼しました。

○金子勝寿委員 柴田委員が疑問に思っていることと同じで、改正したはずだけれどどうしてという話で、ただ年齢のところ、もう1回条例の説明をしてもらっていいぐらいですが。

○委員長 条例の説明を求めますか。

○金子勝寿委員 詳しく、保育に欠ける場合でも育休中は上の子が継続して保育園に行ける場合のケースも全般的に説明してもらってから話をしたほうがいいと思うので、確認のためお願いできますか。

○委員長 できますか。

○こども課長 担当の係長から御答弁申し上げます。

○こども応援係長 先ほど柴田委員、御質問になった内容につきましては、恐らく3歳以上児を保育園に出す場合に、3歳未満児、要は幼少期における親子の愛着形成の重要さということで、平成30年度の入園から新たに設定させていただいた入所要件かなというふうに思いますけれども、それは下の子を家庭で育児を1年間している場合については、3歳以上児を保育園に預けることができるという入所要件はあります。

○柴田博委員 この場合、4歳児で入所要件があるんですか。

○こども応援係長 この場合につきましては、年度途中で、一番右側の10月というところを書いてありますけれども、就労で予約入所をしたいというお母さんの条件でありますので、こちらについては要するに、下のお子さん年度途中で保育園に預けたい予約入所の例になりますので、そうなった場合につきましては先ほどのお話のとおり、育休継続という入所要件は5歳児しか適用にならないことから、この例については私的契約という形になります。下のお子さんを家庭で育児するという要件であれば、何の問題もなく1年間預けることができるという別の入所要件になります。

○柴田博委員 下のお子さんをこの10月までは自分で見ているわけですよね。

○こども応援係長 はい。

○柴田博委員 それでそのときの上のお子さんが4歳になってくるわけでしょ。そうすれば、10月から復帰する予定のその年の4月から上のお子さんは入所要件を満たすんじゃないですか。

○こども応援係長 先ほどもお話をさせていただきましたけれども、下のお子さんを1年間家庭で育児するということがまず大前提の3歳未満家庭育児という入所要件になります。

○柴田博委員 1年間か。

○こども応援係長 1年間ですので、途中で復職をするっていう形になりますと、下のお子さんも保育園に出さなければいけないという形になりますので、そうなった場合については下に書いてあるとおり、就労要件の予約入所と、そういう入所要件の選択しかできなくなります。したがって、それまで入所要件がない4月から10月までの期間は私的契約という形で門戸を広げさせていただいていると、そういう状況になります。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○金子勝寿委員 条例見て、もう1回勉強して議会側の趣旨で改正をしてもらったけれど、実際の細かいところまでは思いと違うかもしれないので、また研究したらどうでしょう。委員長。

○委員長 わかりました。

それでは、自由討議を終了します。次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第16号塩尻市立保育所に私的契約により入所する者の保育料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第16号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第17号 塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第17号塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○こども課長 それでは、議案の説明に入ります前にまず、議案第17号の訂正について御説明を申し上げます。一部報道にございましたとおり、幼児教育・保育無償化の根拠法令となります内閣府令に誤字脱字等80カ所の誤りが見つかりまして、そのうちの43カ所が自治体に影響する部分であることが判明し、官報に正誤表が掲載されました。本市におきましても、内閣府から情報を得る前の段階から誤りに気づきまして、議案の精査を進めておりましたが、8月30日付官報掲載の正誤表中に議案の修正が必要となる箇所が3カ所あることがわかりましたので、12日の本会議において議案訂正について御承認をいただいた次第でございます。なお正誤表によりまして訂正させていただきます3カ所につきましては、いずれも改正案条文の表記の仕方や、変更の仕方の変更や、文字の誤りになります。内閣府によりますと9月中には府令の精査を完了させ、全ての誤り箇所の正誤表を官報に掲載する予定であるが、残りの誤り箇所については自治体に影響しないものであるとの見解でございます。おわび申し上げ、訂正をお願いいたします。

議案関係資料の56ページをごらんいただきたいと思います。1の提案理由でございますが、こちらにつきましても幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、当該施設及び事業の運営について定めました内閣府令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴いまして、これに準拠する条例の規定を改正するものでございます。条例の名称によります特定教育・保育施設につきましては、平成27年度の子ども・子育て支援新制度に移行をした保育園や幼稚園、認定こども園を指しております。また、特定地域型保育事業につきましては、小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内の4つの保育事業を指しております。

2の概要でございますが、市町村長が認可する特定地域型保育事業は通常の保育園、幼稚園などの特定教育・保育施設に比べて小規模であることから、集団保育や職員が病気の場合の代替保育の提供、また卒園後の受け皿の確保のため、連携施設の確保を義務づけておりますが、(1)としまして、市長が連携施設の確保が著しく困難と認める場合で、一定の要件を満たす場合には代替施設を確保しなくてもよいよう緩和するものでございます。また概要の(2)として本年度末に期限を迎えることとなっていましたこの連携施設の確保を猶予する5年間の経過措置をさらに5年間延長しまして、令和6年度末までとするものです。また概要の(3)としまして、国の制度設計において無償化の対象外となった食事の提供に要する費用を保育事業者が徴収できるようそれぞれ規定するものでございます。

3の条例の新旧対照表でございますが、内閣府令の施行日によって2条立てとなっております。5月31日に内閣府令の改正が2本行われておりまして、57ページからの第1条関係の改正が5月31日に施行済み、また61ページからの第2条関係の改正が10月1日施行となっております。

それでは、新旧対照表、戻っていただきまして58ページの中ほど、改正案欄の第42条第2項及び第3項で特定地域型保育事業者の連携施設の確保に関する特例を規定しております。

それから、59ページでございますが、改正案の中ほど第4項と第5項では、卒園児の受け皿となる施設の確保に関する特例を規定しております。

また、60ページの改正案の中ほど第8項では、保育所型事業所内保育事業者に係る連携施設の確保に関する特例を規定しております。その下の附則第7項では、条例施行日から5年間となっている連携施設確保の経過措置期間をさらに5年間延長しまして、通算10年間の経過措置期間となるよう規定しております。

続いて、61ページの新旧対照表の第2条関係でございますが、主な改正は制度変更に伴う用語整理で、62ページの改正案の第5条以降は支給認定を教育保育給付認定とする用語整理の内容が続きます。

65ページに飛びまして、第13条は利用者負担額の改正で、第1項の改正は無償化に伴い利用者負担額を支払う者を3歳未満児の保護者とするもの。

次に、67ページと同条第4項第3号では、食事の提供に要する費用を徴収できるように規定するものでございます。これ以降の内容につきましては、府令に沿って用語や引用条文等を整理するものとなっております。

それでは、56ページにお戻りをいただきまして、項目の4の条例の施行等でございますが、連携施設の確保に関する改正規定については、公布の日としまして、そのほかにつきましては、令和元年10月1日から施行とするものでございます。私からの説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了します。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第17号塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第17号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第18号 塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第18号塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○こども課長 それでは、議案関係資料の93ページをごらんください。まず1の提案理由でございますが、こちらにつきましても幼児教育・保育の無償化に係る子ども・子育て支援法の一部改正に伴い必要な改正をするものでございます。

2の概要でございますが、条文中の用語を整理するものでございます。

3の条例の新旧対照表につきましては、94ページをおめくりください。条例の名称でございます特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の施設の利用者負担額につきましては、国が政令で定める上限の範囲内で市が条例で定めるとされており、この条例はそのことのみを規定する内容となっております。保育料の金額部分は規則に委任をしております。現行欄、下線部分3カ所の支給認定保護者という用語を改正案欄の教育・保育給付認定保護者にそれぞれ置きかえる内容となっております。

それでは、93ページにお戻りをいただきまして、4の条例の施行等でございますが、令和元年10月1日から施行するものでございます。私からは以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第18号塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第18号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進

みます。

議案第22号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○委員長 議案第22号人権擁護委員の候補者の推薦について議題といたします。説明を求めます。

○男女共同参画・若者サポート課長 それでは、議案第22号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。議案関係資料の108ページをお願いいたします。提案理由でございますが、人権擁護委員の候補者の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

概要ですが、委員10名のうち、清水博夫氏が令和元年12月31日に任期満了となることに伴い、後任といたしまして、平出芳雄氏を適任者と認め、推薦しようとするものでございます。

略歴書につきましては、109ページ別記に記載のとおりでございます。現在は塩尻市防火管理協会会長を務めているものでございます。説明は以上でございます。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了します。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第22号人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第22号につきましては、全員一致をもって同意すべきものと決しました。

それでは、次に進みます。

議案第24号 塩尻トレーニングプラザの指定管理者の指定について

○委員長 議案第24号塩尻トレーニングプラザの指定管理者の指定について議題といたします。説明を求めます。

○スポーツ推進課長 それでは、議案第24号、塩尻トレーニングプラザの指定管理者の指定についてをお願いいたします。議案関係資料111ページをお願いいたします。1、提案理由につきましては、塩尻トレーニングプラザの指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2の概要につきましては、塩尻トレーニングプラザにつきましては、所在地、塩尻市大門一番町1番1号、指定管理者として、(3)の指定管理者の相手方、公益財団法人体力づくり指導協会理事長 小室博行、(4)指定の期間といたしまして、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とするものでございます。

トレーニングプラザにつきましては、平成15年度に雇用促進事業団から塩尻市が購入いたしまして、平成16年4月から公の施設として設置し、同年から指定管理者を今回の指定の相手方といたしまして、これまで4期、

本年が16年目の指定管理を実施しているものとなります。説明につきましては以上となります。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了します。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第24号塩尻トレーニングプラザの指定管理者の指定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第24号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第25号 塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定について

○委員長 続いて、議案第25号塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。説明を求めます。

○福祉課長 それでは、説明資料の112ページになります。議案第25号塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定について、1、提案理由でございます。塩尻市ふれあいセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

2の概要でございます。塩尻市ふれあいセンターの指定管理者に次の者を指定するものでございます。施設の名称は、塩尻市ふれあいセンター広丘となります。所在は塩尻市広丘堅石2150番地1、指定の相手方につきましては、社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会会長 伊藤高良、指定の期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとなります。

ふれあいセンター広丘につきましては、平成27年に新設した施設でございまして、塩尻市社会福祉協議会によってただいま施設の運営管理をしております。2期目の指定となります。説明は以上となります。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 質疑を終了します。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第25号塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定につきましては原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第25号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、午後1時10分まで休憩といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時06分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

議案第29号 令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中 歳出3款民生費、4款衛生費、10款教育費

○委員長 議案第29号令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中、歳出3款民生費、4款衛生費、10款教育費を議題といたします。説明を求めます。

○福祉課長 それでは、議案第29号令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）について説明をいたします。資料は16、17ページからになりますので、お開きください。ページ中ほど、3款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費でございます。

説明欄1つ目の白丸、障害者福祉事務諸経費の総合福祉システム改修委託料107万8,000円につきましては、本年10月からの消費税率引き上げの時期に合わせて施行されます報酬改定と福祉介護職員の処遇改善の加算の一部見直し及び就学前障がい児の発達支援にかかわる費用を無償化することに対応するため、支援給付の審査、支払い等を行う総合福祉システムについて、必要な改修を行うための委託料を補正するものでございます。

次の白丸、障害児入所給付事業の障害児施設給付費196万4,000円につきましては、就学前障がい児の発達支援にかかわります費用を無償化することに伴いまして、必要となる給付費を増額補正するものでございます。今回の無償化は対象となる範囲は、3歳になった翌年の4月1日から開始し、小学校の就学前までの障がい児に対して行うものでございます。無償化の対象施設は児童発達支援室、医療型児童発達支援施設、保育所等訪問支援などを行う事業所になります。

今回の補正につきましては、児童の発達支援等を利用している障がい児で、無償化となる対象の範囲に属します63人のうち、利用者の負担上限額が生ずる57人の方につきまして、10月分以降の利用負担額を無償化しますので、その額を計上したものとなっております。

○こども課長 同じページの2項児童福祉費1目児童福祉総務費をお願いします。説明欄白丸、嘱託員報酬328万2,000円につきましては、本年10月から始まります幼児教育・保育無償化に伴い、幼稚園、認可外保育施設等の在園児家庭の保育認定業務及び給食食材費の徴収業務など、新たに発生する業務の事務量増加に備えて、国が手当とする財源をもとに嘱託員2名を9月以降採用し、配置する予定としておりまして、その人件費に当たるものでございます。

説明欄次の白丸、職員給与費400万円につきましては、無償化の事務量増加に伴い、正規職員の超勤手当等を増額補正するものでございます。

次の白丸、児童福祉事務諸経費1,197万8,000円につきましても、無償化に係る事務経費増大を見込みまして、増額補正をするものでございます。

ページをおめくりいただきまして、18、19ページをごらんください。説明欄上から2つ目の黒丸、前年度子ども子育て支援交付金返還金174万8,000円につきましては、病児・病後児保育、子育て支援センター、

また放課後児童クラブ等に関します国庫補助金で補助率3分の1となっておりますが、一旦前年の状況に基づいて概算で補助金を受け、翌年の実績に基づいて精算する仕組みとなっております、確定額に基づき返還金を還付するため増額補正を行うものでございます。

次の白丸、民間保育所支援事業3,902万8,000円のうち、最初の黒丸、認可外保育事業補助金736万2,000円の減額補正につきましては、国から無償化の制度詳細が示されたことから、当初予算計上値の科目の組み替えを行う必要が生じたものでございます。次の黒丸、前年度子どものための教育・保育給付交付金、国庫負担金返還金32万5,000円、また次の黒丸、前年度子どものための教育・保育給付交付金、県費負担金返還金15万3,000円につきましては、前年度の新制度への移行、私立保育園の入園児童数の実績に応じまして、概算払いされた負担金と確定額との差額をそれぞれ返還するための増額補正でございます。次の黒丸、子育てのための施設等利用給付交付金4,591万2,000円の増額補正につきましては、無償化の実施に伴いまして、新たに創設されました施設等利用給付の制度詳細が国から示されたことから、当初予算計上時の科目の組み替えを行う必要が生じたものでございます。以上でございます。

○福祉課長 続きまして、3目ひとり親家庭福祉費でございます。説明欄の白丸、ひとり親家庭福祉推進事業388万2,000円につきましては、本年10月から消費税率が引き上げになることに伴いまして、国が行います臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対し、臨時・特別給付金を給付するものでございます。支給の対象となります方は、本年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母、また、基準日が10月31日になりますが、この日においてこれまでに法律婚をしたことがない者、あるいは同日におきまして事実婚をしていない者、事実婚の相手方の生死が明らかでない者に限ります。給付の額は受給者1人当たり1万7,500円、説明欄でございますが、2つ目の黒ポツ、臨時・特別給付金システム改修委託料につきましては、給付金を給付するために必要な資格審査や支払い業務等を行うシステムの改修委託料でございます。3つ目の黒ポツ、臨時・特別給付金につきましては、支給対象者60人分を補正するものでございます。なおこの給付事業に係ります費用につきましては、全て国庫補助で賄う予定でおります。

続きまして、3項生活保護費1目生活保護総務費でございます。説明欄の生活保護事務諸経費、生活保護システム改修委託料123万2,000円につきましては、生活保護制度の改正に伴いまして、令和2年4月以降に開始される業務に必要なシステム改修の委託料を補正するものでございます。以上です。

○健康づくり課長 続きまして、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費、備考欄白丸、予防対策事務諸経費、その黒ポツになりますが、定期予防接種再接種費補助金20万円につきましては、小児がん等の治療のため、骨髄移植などの造血細胞移植を行うことによりまして、定期予防接種によって獲得をした免疫が低下もしくは消失してしまうため、再度ワクチンを摂取する20歳未満の者に対し、経済的負担を軽減するとともに、疾病の発生及び蔓延の予防を図るため、再接種に要する費用を助成するものでございます。この事業は、県が造血細胞移植後のワクチン再接種費用助成事業として、7月に補助金交付要綱を制定しまして、本年4月1日から適用をするというものでありまして、市町村が補助をした額に10分の9を乗じた額の2分の1を補助するというものでございます。ワクチンを再接種する場合は全額自己負担となりまして、治療後の患者にとって大きな負担となることや、対象者が見込まれることなどから、本市においても10月から補助事業を創設することから、増額補正をするものでございます。

次に3目保健対策費、備考欄白丸、健康増進事業、黒ポツの骨髄等移植ドナー支援事業助成金30万円につきましては、骨髄等の適切な提供及びドナー登録の推進を図るため、ドナー及び事業所に対し助成金を交付するものでございます。この事業につきましては、ドナーが骨髄を提供するために、入院等をする場合に1日当たり2万円を10日を上限に、また、ドナーが勤務する事業所については、ドナーの入院1日当たり1万円を10日を上限に補助するものでございます。この事業につきましても、県がドナーの負担軽減や、ドナーの登録を促進するため、骨髄バンクドナー助成事業補助金交付要綱を本年4月に制定をいたしまして、市町村が助成をした額の2分の1を助成する事業を始めているところでございます。県市長会が県に助成事業の創設を要望してきたことや、県が市町村においての助成事業の創設を推進していることなどから、本市においても10月から助成事業を創設しますので、このことから増額補正をするものでございます。以上です。

○**教育総務課長** 続きまして、予算書飛びまして、24、25ページをお願いいたします。10款教育費2項小学校費3目給食施設費、説明欄白丸、給食運営事業諸経費、黒ポツ、備品購入費87万6,000円につきましては、塩尻東小学校及び桔梗小学校の冷凍冷蔵庫等が故障しておりまして、修理が困難なことから購入に必要となったことに伴う増額補正となります。私からは以上です。

○**こども課長** 続きまして、4項幼稚園費1目幼稚園費、最初の白丸、私立幼稚園支援補助金、黒丸、私立幼稚園就園奨励費補助金に関しましては、国からの無償化の制度詳細が示されたことから、当初予算計上時の科目の組み替えを行う必要が生じたものでございます。続いての黒丸、私立幼稚園副食費補足給付費補助金につきましては、副食費が無償化の対象から外れたため、市として補助をするものでございます。以上です。

○**社会教育課長** 続きまして、5項社会教育費1目社会教育総務費、説明欄白丸、文化会館改修事業315万5,000円につきましては、文化会館レザンホールの高圧受電設備が経年劣化により、事故に至る恐れがあるため、緊急に改修工事が必要となったため、増額補正をお願いするものでございます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**副委員長** 19ページ、予防対策事務諸経費、定期予防接種再接種費補助金、内容はわかりました。対象の人数を教えてください。

○**健康づくり課長** 現在把握している中では、1名を見込んでいるところでございます。

○**委員長** ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** それでは、質疑を終了します。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第29号令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中、当委員会に付託された部分につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第29号令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中、当委員会に付託さ

れた部分につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第31号 令和元年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○委員長 次に、議案第31号令和元年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 それでは、お願いします。議案第31号令和元年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、資料の1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正第1号第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,149万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億1,169万5,000円とするということをお願いします。

それでは、まず歳出のほうから説明します。資料の9、10ページをお願いします。4款諸支出金1項還付金及び償還金2目償還金です。説明欄1つ目の白丸、償還金になります。前年度国庫支出金返還金2,478万5,000円、前年度支払基金交付金返還金180万6,000円、前年度県支出金返還金490万6,000円になります。29年度の実績により、国支払基金を県に返還するものです。国庫支出金と県支出金は給付費と地域支援事業を合わせたものになりますが、支払基金は地域支援事業のみの分になり、支払基金の給付費については追加交付になります。

次に歳入です。7、8ページをお願いします。4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金です。説明欄の黒ポツ、介護給付費交付金ですが、29年度の実績により追加交付になるものです。101万7,000円です。

次に6款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金、説明欄黒ポツ、介護保険支払準備基金繰入金ですが、前年度繰越金を歳入として入れるため、5,858万3,000円を減額としました。

次に7款繰越金1項繰越金1目繰越金、説明欄1つ目の黒ポツ、サービス事業繰越金、562万2,000円になります。その下の黒ポツ、保険事業繰越金が8,344万1,000円となります。説明は以上になります。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。質疑を終了します。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第31号令和元年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第31号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

請願9月第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願

○委員長 次に請願の審査を行います。当委員会に付託されました請願は全部で2件です。請願9月第1号につ

いて審査をいたします。事前に文書が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、委員のほうより御質問、御意見はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 なしですね。なしということは採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、請願9月第1号は全員一致をもって採択することに決しました。意見書につきましては、正副委員長にお任せ願いたいですが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 では、そのようにさせていただきます。

請願9月第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願

○委員長 次に請願9月第2号について審査いたします。事前にこれも文書が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、委員のほうより御質問、御意見はございますか。

いいですかね。これについても意見もございません。採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、請願9月第2号につきましては全員一致をもって採択することに決しました。意見書については、先ほどと同様、正副委員長にお任せ願いたいですが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

陳情9月第1号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情

○委員長 それでは、次に陳情の審査を行います。当委員会に付託された陳情は1件です。陳情9月第1号について審査いたします。事前に文書表が配付されていますが、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、委員のほうから御質問、御意見がございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。特にないということですが、当委員会として採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、陳情9月第1号私立高校に対する公費助成をお願いする陳情につきましては、全員一致をもって採択することに決しました。なお意見書につきましては、先ほどと同様、正副委員長にお任せ願

たいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 では、そのようにさせていただきます。それでは、以上をもちまして当委員会に付託されました議案審査は全て終了いたしました。当委員会の委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

閉会中の継続審査の申し出

○健康福祉事業部長 継続審査のお願いをいたします。本委員会が所管いたします福祉行政、教育行政などにつきましては、各部課等におきましてそれぞれ重要案件、懸案事項等を抱えておりまして、議会閉会中におきましても協議会等の開催をお願いする場合がございますので、継続して審査をくださいますようお願いいたします。以上です。

○委員長 ただいま継続審査の申し出がありました。これにつきまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

それでは、最後に理事者側から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○副市長 2日間にわたりまして、慎重に御審議をいただきまして、提案をいたしました議案を全てお認めをいただきまして、大変ありがとうございました。審査の中でいただいた御意見、御要望につきましては、今後の予算編成、行政執行の中に十分に生かしてまいりたいと存じます。大変ありがとうございました。

○委員長 以上をもちまして、令和元年度9月定例会福祉教育委員会を閉会といたします。2日間、御苦勞さまでございました。

午後1時30分 閉会

令和元年9月17日（火）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 赤羽 誠治 印